

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種特定化学物質）            第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。            一～三十四 （略）            三十五 ペルフルオロオクタタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）            イ・ロ （略）            ハ イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質            三十六 （略）            三十七 ペルフルオロ（ヘキサシール）スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は「（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル」オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサシール）スルホン酸）又はペルフルオロ（アル</p>	<p>（第一種特定化学物質）            第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。            一～三十四 （略）            三十五 ペルフルオロオクタタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）            イ・ロ （略）            ハ イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの            三十六 （略）            三十七 ペルフルオロ（ヘキサシール）スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は「（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル」オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサシール）スルホン酸）又はペルフルオロ（ア</p>

カンスルホン酸)を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。)

三十八〜四十 (略)

四十一 ペルフルオロアルカン酸(炭素数が九から二十一までのものに限る。)(別名LC-PCFA。以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。)

四十二 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質(フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基(炭素数が八から二十までのものに限る。))を有する化合物であつて自然的作用による化学的变化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質(ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。)

四十三 チオりん酸O-O-ジエチル-O-(三・五・六-トリクロロ-ニ-ピリジル)(別名クロルピリホス。第七条の表二十六の項において「クロルピリホス」という。)

四十四 ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。)(別名MCCP。第七条の表二十七の項において「MCCP」という。)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハ、第三十七号又は第四十二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法

ルカンスルホン酸)を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。)

三十八〜四十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハ又は第三十七号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号

律第二百十号) 第八条に規定する機関をいう。) の意見を聴くものとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇二二三 (略)	(略)
二四 長鎖ペルフルオロアルカン酸 又はその塩	一 潤滑油 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 塗料 四 はつ水剤及びはつ油剤 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七 はつ水性能又ははつ油性能を与

( 第八条に規定する機関をいう。) の意見を聴くものとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇二二三 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>二十七 MCCP</p>	<p>二十六 ホス クロルピリ</p>	<p>二十五 長鎖ペルフルオロアルカン酸 関連物質</p>	
<p>一 潤滑油、切削油及び作動油</p>	<p>木材用の防虫剤</p>	<p>一 潤滑油 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 塗料 四 はつ水剤及びはつ油剤 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 七 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 八 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九 ワックス 十 業務用写真フィルム</p>	<p>八 えるための処理をした衣服 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 九 ワックス 十 業務用写真フィルム</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

長鎖ペルフルオ ロアルカン酸又 はその塩	(略)	第一種特定化学 物質	1・2 (略) 附則 (経過措置)	
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬 剤	(略)	製 品	3 (略) 4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能 を与えるための調製添加剤 三 樹脂用の可塑剤 四 塗料 五 はつ水剤及び繊維保護剤 六 接着剤及びシーリング用の充填 料

(新設)	(略)	第一種特定化学 物質	1・2 (略) 附則 (経過措置)	
(新設)	(略)	製 品	3 (略) 4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	

長鎖ペルフルオ ロアルカン酸関 連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬 剤
(新設)	(新設)